

平成 年 月 日

(あて先) 旭川市長

(所 在)

(法 人 名)

(代表者名)

印

## 保育所等整備に係る事前協議書

保育所等の整備計画について、下記のとおり事前協議いたします。

記

### 1 協議予定の施設名等

(1) 施設名：

(2) 既存施設種別（該当するものに○）※平成29年4月1日時点とすること。

①保育所 ②保育所型認定こども園 ③幼保連携型認定こども園

④幼稚園 ⑤幼稚園型認定こども園

(3) 整備後施設種別（該当するものに○）

①保育所 ②保育所型認定こども園 ③幼保連携型認定こども園

④幼稚園 ⑤幼稚園型認定こども園

### 2 応募の動機



4 整備後施設の概要

整備後 種別／施設名（仮称可）	種別：    ／施設名：							
整備区分	<input type="checkbox"/> 増改築（全面）、 <input type="checkbox"/> 一部増改築、 <input type="checkbox"/> 増築、 <input type="checkbox"/> 分園整備							
計画利用定員 （                          人）	内 訳		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
		1号						
		2、3号						
		合計						
特別保育事業等の 計画（延長保育除く）	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業（一般型） <input type="checkbox"/> 特別支援保育事業（計画定員                          人） <input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ（計画定員                          人）							
建物の構造	造    階建							
	※2階建以上の場合（該当するものをチェック） <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火（「イ準耐」主要構造部を準耐火構造とするもの）							
延床面積	$m^2$ （階ごとの面積を記載） （1階 $m^2$ 、2階 $m^2$ 、3階 $m^2$ ）							
建築面積	$m^2$							
位置図，配置図，各室平面図（全て別添可）※用意が難しい場合は省略可とする。								

（4に係る注意事項）

- 1 本協議の時点ではあくまでも予定内容でかまいませんが，整備計画書提出までに十分検討を行ってください。
- 2 事前協議書提出後に利用定員の変更があった場合は，市の予算措置に多大な影響が生じ，施設整備に係る予算全体が不足する可能性もありますので，速やかにご連絡ください。
- 3 施設面積等は約〇〇〇.〇〇 $m^2$ という表記も可といたします。

5 分園等整備予定地（用地）の概要※別土地に計画する場合等も含む。

所在地（予定地）	
面積／地目／用途地域	m <sup>2</sup> ／ ／
建ぺい率／容積率	%／ %
現在の所有者	
用地の確保状況（該当するものをチェック） <input type="checkbox"/> 自己所有地を活用→（現時点での抵当権の設定： <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし ） <input type="checkbox"/> 贈与により取得→（現時点での抵当権の設定： <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし ） <input type="checkbox"/> 購入により取得→（取得費用： _____円） <input type="checkbox"/> 用地を賃借 →（賃借料予定額： _____円／年） → 地上権・賃借権の設定期間 （平成____年____月____日から平成____年____月____日までの____年間） <input type="checkbox"/> その他	

6 事業者連絡先等

(1) 施設整備担当者：役職等 \_\_\_\_\_, 氏名 \_\_\_\_\_

(2) ☎連絡先：

(3) 旭川市からの文書等送付先

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

☎連絡先 \_\_\_\_\_

7 全体注意事項

(1) 保育所等整備交付金については、補助金に係る本市予算が成立しない場合や国の保育所等整備交付金の対象事業とならなかった場合にも事業化されませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 保育所等整備交付金の平成29年度の交付要綱は平成28年7月時点で内容は示されておりませんので、今後の整備計画書作成にあたりましては、平成28年度交付要綱に基づいていただきます。